

プログラム名	『意匠法』講演会	認定CPD	2単位
開催日	2021年1月29日（金） 16：30～18：00		
開催場所	L E Cホール（会場）、リモート		
講師	特許庁審査第一部 意匠課意匠審査基準室 課長補佐 中村遥子氏		
担当理事	企画委員会 西井 信幸、成田 益美 研修委員会 山内 泉	その他	
参加者	会場参加：10名 リモート参加：13名（NSK会員及びその所員10名、一般3名）		
備考	講師もリモートにて参加		

今や新型コロナウイルスの脅威でこの『意匠法』講演会においても講師の中村さんもリモート形式で参加せざるを得ない状況となった。

募集は会場・リモートとも予定15名であったが理事会をL E Cホールで開催後の講演会ということもあり会場10名、リモート13名（NSK会員外3名含む）の計23名の参加となった。

内容は、令和元年意匠法改正により、保護対象の拡充、関連意匠制度の拡充、意匠権の一部の規定を除いて、令和2年の4月10日となった。）その改正に存続期間の変更、複数意匠一括出願の導入等の措置がとられた。（同改正法の施行は、よって建築物や内装についてもデザインが意匠法の対象となり、我々建築設計事務所の業務にも関係するこのような意匠法の状況を再確認するのが今回の講演会の内容である。

講演は意匠法の概要から具体的な出願手続き等の内容まで踏み込んだものであった。ただ、外観デザインの酷似やコメダ珈琲のような商標登録とセットとなったデザインの意匠法登録は理解できるが、質問にもあった日経アーキテクチャにあったような病院の基本プランの考え方がオリジナリティがあるとして登録されるのは、理解しがたい面であったのも事実であった。

今後は基本プラン等の意匠法の適用に関しては、何がオリジナリティなのかが問われるといえよう。

【会場風景】



日経アーキテクチャ 病院建築での意匠登録のニュース

